

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第184回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つございます。

議題1「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく主務省令の変更の協議について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく主務省令の変更の協議について、資料1-1に基づき、御説明申し上げます。

次世代医療基盤法では、主務大臣である内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ個人情報保護委員会に協議しなければならない旨が規定されております。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律に伴い、資料1-3のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則を一部改正するため、主務大臣から個人情報保護委員会に対し、変更の協議が行われたものです。

改正案の概要について申し上げます。

まず、施行規則第22条の2は、法第24条の2の認定事業者の漏えい等報告について、報告対象となる事態を、医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態と規定しております。

また、施行規則第22条の3は、法第24条の2の認定事業者の漏えい等報告について、報告事項、報告期限及び報告方法を規定しております。

さらに、施行規則第28条第4項は、法第30条第1項の医療情報取扱事業者による医療情報の提供について、本人への事前の通知事項を、「認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の更新の方法」等と規定しております。

その他、所要の措置を講ずるとしております。

以上のとおり、施行規則は、基本的に個人情報保護法施行規則と同等の内容を規定するものとなっております。漏えい等報告の報告対象に係る一部相違については、主務大臣による認定事業者の適切な監督の必要性によるものであることから、本協議については、資料1-2のとおり、異存はないものとして回答したいと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

高村委員。

○高村委員 次世代医療基盤法において取り扱われる医療情報は、要配慮個人情報ですから、漏えい等に係る報告の仕組みを規定する今回の規則改正は、匿名加工医療情報作成事業のより一層の安全な運用と、この事業に対する国民の信頼を確保する上で重要な改正で

す。

今後、匿名加工医療情報の利活用を推進するに当たっては、今回の改正内容を含む匿名加工医療情報制度に関する国民の理解を深めるとともに、認定事業者として、個人の権利利益の保護が利活用の前提となることに留意して、漏えい等に係る報告の仕組みを含めた安全管理措置を十分に講じていくことが必要と考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見はございますか。よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定し、主務大臣に通知することといたします。事務局においては、本日の審議を踏まえ、所要の進めを進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

次からの議題は監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退出)

○丹野委員長 それでは、議題2「監視監督について①」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

では、議題3「監視監督について②」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

では、そのように取扱いをしたいと思っております。

それでは、本日の会議は閉会といたします。